

2023年11月13日

障がい学生支援委員会

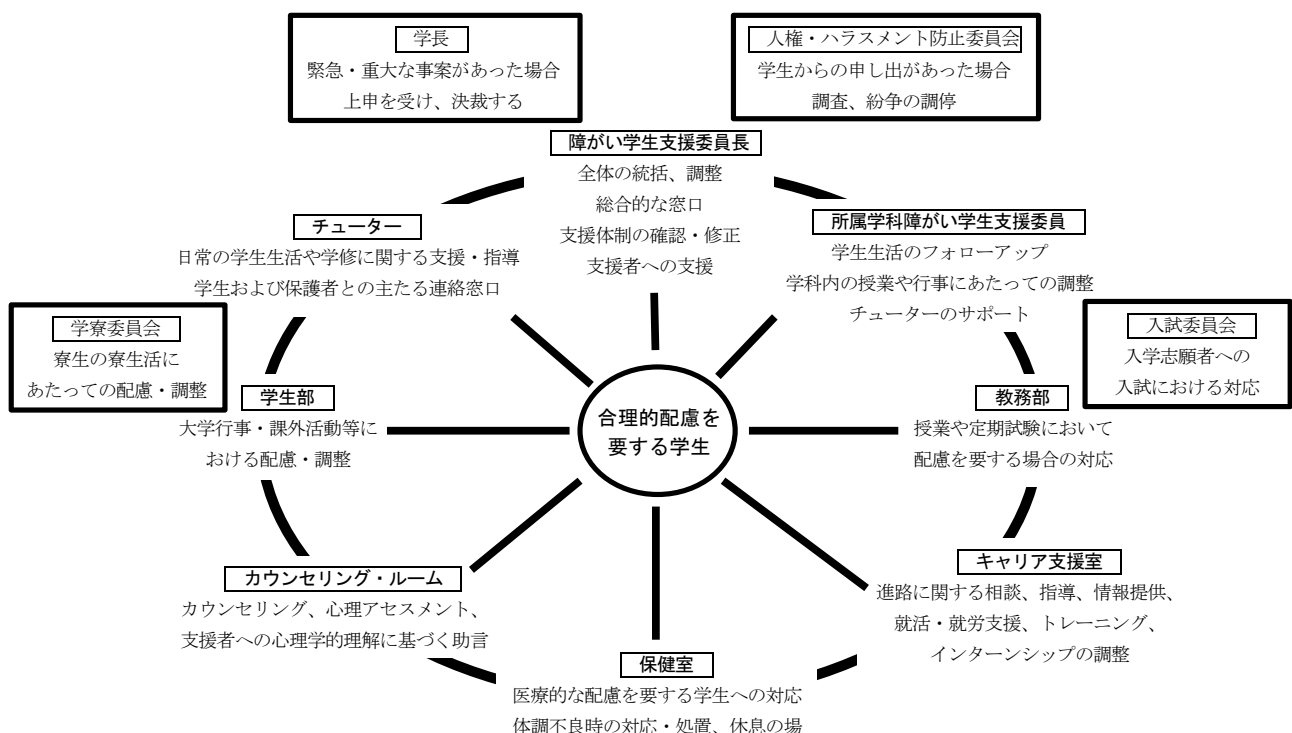
I. 基本理念

本学では、建学の精神、教育理念および実践目標「愛・優・輝」の実現に向け、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則って、障がいの有無に関わらず多様な学生が等しく学びの機会を得て、一人ひとり成長し、社会に貢献できるよう教育研究活動を推進します。

II. 基本方針

- (1) すべての学生が、教育を受ける機会や修学上必要な情報を得られるよう対応します。
- (2) 学生の人格、意思、自己決定を尊重し、本人の能力、可能性が発揮できるための支援をします。
- (3) 具体的な支援内容については、学生本人と対話して合意形成し、実施していきます。
- (4) 学科および各部署は連携・協力し、学生生活において切れ目や谷間のない支援に努めます。
- (5) 個人情報の保護を徹底します。支援上必要な情報共有は、学生本人が同意した範囲および内容について行ないます。
- (6) 授業の到達目標や評価基準を不当に変更することなく、障がいの有無に関わらず公平に教育し、評価します。授業環境、情報の伝え方、試験の実施等の委細については、合理的配慮に基づいて必要な調整を行ないます。
- (7) 障がい学生支援について啓発・研修を行ない、校内での共通理解を作っていきます。

III. 相談・支援体制



支援や配慮の要望がある場合、障がい学生支援委員長もしくは各学科の障がい学生支援委員が窓口となって相談に応じます。面談を行なって学生のニーズを把握し、提供可能な支援について調整します。

学科（学科長、チューターほか教員）、学生部、教務部、キャリア支援室、保健室、カウンセリング・ルームなど各部署が連携し、全学的に協力して支援します。必要に応じて家族、実習先、医療機関、就労移行支援機関ほか学外の関係者とも連携し、支援環境を作っていきます。

学生にとって不当な差別がなされ、あるいは適切な合理的配慮が提供されず、障がい学生支援委員に相談しても支援が得られない場合、人権・ハラスメント防止委員会に申し出て、調停を求めることができます。

IV. 支援の対象者と内容

支援の対象者は、本学在学生（科目等履修生、単位互換履修生、聴講生、研究生を含む）ならびに本学入学志願者で、種々の障がいや疾病および社会的障壁により、継続的に日常生活や社会参加に制限を受ける状態にあって、自ら支援を要望する者としてします。支援の導入にあたって、障害者手帳、診断書、専門家の所見や、これまでに受けていた支援・配慮について確認・照会を求めることがあります。

支援の内容には、入学者選抜に関する事項、入学から卒業までの修学に関する事項、大学行事や課外活動に関する事項、進路に関する事項を含みます。